

かけがえのない命を守る

# 夕張市自殺対策計画【第2期】〈概要版〉

～誰も自殺に追い込まれることのない夕張市の実現を目指して～

令和6年2月

夕張市

# 第1章 計画策定にあたって

## ●計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。地域の中で「自分らしさ」を発揮しながら、それぞれの幸福を形にして暮らすため、「生きることの包括的な支援」に取り組んでいくことで、生きることに前向きになれる地域の実現を目指すために本計画を策定することとしました。

本計画は自殺対策基本法第13条第2項よって策定が義務付けられている市町村自殺対策計画です。

## ●計画の期間

本計画は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を期間とします。

## ●計画の数値目標

国は当面の目標を「令和8（2026）年までに自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させる」としていることから夕張市においても以下のとおりの数値目標とします。

### （1）自殺死亡率（5年平均）

平成23～27年 【基準値】	平成29～令和3年 【現状値】	令和6～10年 【目標値】 (平成23～27年比30%減少)
29.2	40.1	20.5以下

### （2）自殺死亡数（5年合計）

平成23～27年 【基準値】	平成29～令和3年 【現状値】	令和6～10年 【目標値】 (平成23～27年比30%減少)
15人	16人	11人以下

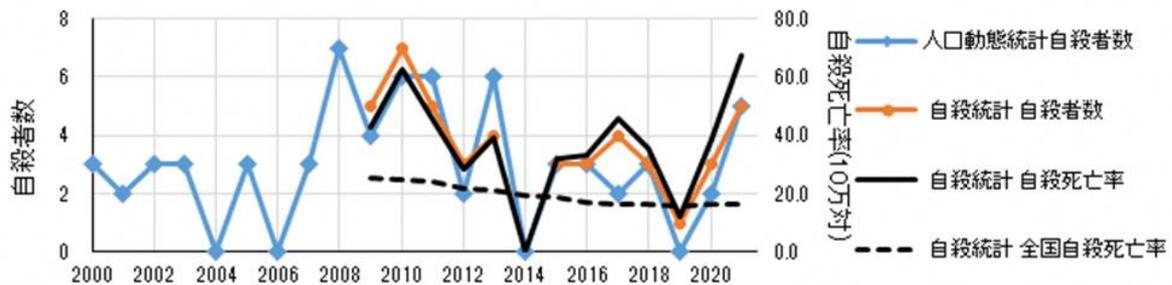
### 自殺(死亡)率とは

人口10万人あたりの自殺者数を表すもので、自殺者数を当該年10月1日現在の人口で除したものに10万人を乗じたもので表します。

人口規模の違う集団の比較をするために使用する指標です。

## 第2章 夕張市における自殺対策と現状

### ●自殺者数・自殺率の年次推移



(出典元：JSCP「地域自殺実態プロファイル 2022」人口動態統計、自殺統計)

平成 19 (2007) 年までの本市の自殺死亡数は年 0～3 人と比較的自殺死亡者が少ない市でしたが、同年 3 月に夕張市が財政再建団体 (現財政再生団体) となり、平成 20 (2008) 年以降はほぼ毎年自殺死亡者がいる状況です。

令和 2 (2020) 年より新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、経済活動の低迷など全国的にも大きな影響があり、このコロナ禍の影響で本市の経済状況の低迷や、不安や生活困窮、孤立などの状態にある市民からの相談支援も増加しました。このような状況下で、平成 29

(2017) ～令和 3 (2021) 年の本市における自殺死亡数の合計は 16 人 (男性 10 人、女性 6 人) (自殺統計 (自殺日・住居地)) 平均自殺率は 40.1 となりました。

全国・全道的に自殺死亡数は減少傾向ですが、本市の平均自殺率は全道 17.9 の約 2.2 倍、全国 16.3 の 2.5 倍となっています。

本市の自殺死亡率・数は上のグラフのとおり、自殺死亡者が 0 人の年もありますが、社会情勢や本市の経済状況の影響とも連動して自殺死亡率が変動している状況となっています。

### ●自殺対策の主な取り組み (北海道地域自殺対策強化事業費補助金活用事業)

平成 22 (2010) 年度より、うつ・自殺対策推進事業を実施。

令和元 (2019) 年 6 月夕張市自殺対策計画 (第 1 期) を策定。

- ・普及啓発事業として市民健康講座を毎年開催。

精神科専門医、精神保健福祉士、大学講師等による、こころの健康関連の講座を実施。

- ・悩み事相談窓口一覧・こころの健康情報発信のパンフレット作成。全戸配布 (3 年毎)
- ・市民の相談を受けることが多い民生委員や相談支援従事者、介護支援専門員等を対象に自殺対策のとしてゲートキーパー養成事業として研修を実施。
- ・若年層対策として教職員の研修を実施。

## 第3章 夕張市の自殺対策の推進

### ●自殺対策の基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携により総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

## ●推進体系

夕張市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本項目」、夕張市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点項目」、さらに、庁内の多様な既存事業を自殺対策の視点からとらえ「生きることを支える取り組み」と位置付けた「生きる支援の関連施策」により構成されています。

この推進体系により、包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



## ●取り組むべき事項

### (1) 基本項目

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 市民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### (2) 重点項目

- ① 無職者・失業者に対する支援
- ② 生活困窮者に対する支援
- ③ 勤務・経営に対する支援
- ④ 中高年女性に対する支援
- ⑤ 高齢者に対する支援

## ●生きる支援の関連施策

自殺対策計画の策定にあたり、庁内の多様な事業を「生きることを支える取り組み」と位置付けて幅広く関連施策一覧を作成し、計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。